

## 約款変更新旧対照表

新	旧
<p><b>HFC約款第10条 (HFC・FTTH共に)</b></p> <p>加入者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合は、<b>年14.5%</b>の遅延損害金を、支払い期日の翌日から支払日までの日数について支払うものとします。</p>	<p><b>HFC約款第10条 (HFC・FTTH共に)</b></p> <p>加入者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合は、<b>月2.5%</b>の遅延損害金を、支払い期日の翌日から支払日までの日数について支払うものとします。</p>
<p><b>FTTH約款第6条(1)5</b></p> <p>⑤基本サービスのうちデジタルミニ、光エンジョイ、光エンジョイデラックスコースがその月末をもって解除された月の翌月に、加入者が、再度デジタルミニ、光エンジョイ、光エンジョイデラックスの申込を行い、サービスの提供を開始した場合には、当社は、当該基本サービス(地デジB Sコース、デジタルミニ、光エンジョイ、光エンジョイデラックス)の基本サービス料金を請求するものとし、加入者はこれを支払わなければなりません。</p>	<p><b>FTTH約款第6条(1)5</b></p> <p>⑤基本サービスのうちデジタルミニ、光エンジョイ、光エンジョイデラックスコースがその月末をもって解除された月の翌月に、加入者が、再度デジタルミニ、光エンジョイ、光エンジョイデラックスの申込を行い、サービスの提供を開始した場合には、当社は、当該基本サービス(デジタルミニ、光エンジョイ、光エンジョイデラックス)の基本サービス料金を請求するものとし、加入者はこれを支払わなければなりません。</p>
<p><b>FTTH約款第6条(2)</b></p> <p>(2) <b>有料放送サービス</b>はそれぞれの単位でサービスの提供を受けた日の属する月から月額により支払うものとします。</p>	<p><b>FTTH約款第6条(2)</b></p> <p>(2) <b>有料放送</b>はそれぞれの単位でサービスの提供を受けた日の属する月から月額により支払うものとします。</p>
<p><b>FTTH約款第8条3</b></p> <p>3. 加入者は、<b>光端末設備出力端子以降の全ての施設工事について別途定める</b>工事費を支払うものとします。放送センターから光端末設備までの施設のうち特殊工事及び付帯工事が必要な場合は、加入者と協議の上、費用の一部を負担して頂くことがあります。</p>	<p><b>FTTH約款第8条3</b></p> <p>3 加入者は、<b>別途定める</b>工事費を支払うものとします。但し、特殊工事及び付帯工事が必要な場合は、加入者と協議の上、費用の一部を負担して頂くことがあります。</p>
<p><b>FTTH約款第8条4</b></p> <p>4. 加入者は、当社が提供した光端末設備を移動し、取り外し、分解し、若しくは破損しないこととします。加入者は故意または過失により光端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる費用実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合、料金表に<b>定める</b>貸与品破損紛失による料金および経年劣化による交換料金を適用し、当社に支払うものとします。</p>	<p><b>FTTH約款第8条4</b></p> <p>4 加入者は、当社が提供した光端末設備を移動し、取り外し、分解し、若しくは破損しないこととします。加入者は故意または過失により光端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる費用実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合、料金表に<b>規定する</b>貸与品破損紛失による料金および経年劣化による交換料金を適用し、当社に支払うものとします。</p>
<p><b>HFC・FTTHの4KSTBの料金表</b></p> <p>4KシンプルSTB追加</p>	—
<p>「料金表」の税込み表示への変更</p>	—
<p><b>HFC第29条 (特約事項) (HFC・FTTH共に)</b></p> <p>当社は、視聴状態の確認を行うために、第28条(加入者個人情報の取り扱い)の規定を遵守した上で加入者が使用する、当社が定める条件を満たした環境下の対象STBと、電気信号による通信を行うことができるものとします。</p>	—